



平成28年4月1日  
復興庁

## 福島復興再生特別措置法に基づく代行事業の指定について

福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第12条の規定に基づき、福島県から要請のあった復興道路工事(一般県道吉間田<sup>よしまだたきね</sup>滝根線)について、平成28年4月1日付で指定を行いましたので、公表します。

なお、本工事は、国土交通省において直轄道路事業の新規事業箇所として採択され、平成28年度より着手する予定です。

### ○指定した国による代行事業(一般県道吉間田滝根線)の概要

- ・事業名：一般県道吉間田滝根線(広瀬工区)
- ・延長および起終点

9.2km いわき市<sup>かわまえまちおじろい</sup>川前町小白井～田村郡小野町大字<sup>おとがみ</sup>小戸神

うち代行区間は、

6.6km いわき市<sup>かわまえまちおじろい</sup>川前町小白井～田村市<sup>たきねまちひろせ</sup>滝根町広瀬

- ・事業費：全体事業費 約230億円(うち代行区間 約160億円)
- ・事業位置図：別紙

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

復興庁 インフラ構築班 入谷、岩見、永谷

TEL：03-5545-7428

# 県道吉間田滝根線(広瀬工区) 位置図

